

本号では、先般、実施いたしました、クローバーにて成年後見人等を受任されている方を対象とした「コロナ禍における身上保護の実態調査」の主な結果報告、ミニ・コラムでは「保佐・補助の代理権について」の解説いたします。またクローバー運営委員会の紹介ページでは洗担当副会長をご紹介します。

## 「コロナ禍における身上保護の実態調査」のご報告

山口 雅弘/クローバー運営委員(静岡県支部)

この度、クローバー運営委員会にて「コロナ禍における身上保護の実態調査」を行いました。結果の詳細につきましては、協会ウェブサイト「クローバー登録者ページ」に掲載しますが、クローバーNewsでは概要と主な結果をお伝えします。

### ●調査概要

[調査名]コロナ禍における身上保護の実態調査 [調査日程]2021年6月11日～7月4日

[調査対象者]認定成年後見人ネットワーク「クローバー」登録者のうち受任者 [回答者数]36人/84人中(42.8%)

### ●調査結果(一部抜粋)

#### Q3.身上保護への影響

「大いにある」「多少ある」を合わせると8割近くを占める結果となった。

項目	件数	割合
1)大いにある	19	50%
2)多少ある	10	26%
3)あまりない	8	21%
4)まったくない	1	3%
合計	38	100%

#### Q4.「影響あり」の内容

「面会制限」が一番多く、7割以上の回答があった。「受任者の活動制限」「受任者の不安」と、受任者側の影響も約2割の回答があった。

項目	件数	割合
1)面会制限	27	73%
2)面会拒否(不安)	2	5%
3)受任者の活動制限	2	5%
4)受任者の不安	5	14%
5)その他	1	3%
合計	37	100%

#### Q5.ツールの利用

「支援者との情報共有」の回答が一番多く4割、次いで「電話」が3割弱となった。

項目	件数	割合
1)オンラインツール	5	8%
2)メール	4	6%
3)電話	17	26%
4)手紙	5	8%
6)支援者との情報共有	27	42%
7)支援記録等の確認	2	3%
8)特に何もしていない	5	8%
合計	37	100%

今回のアンケート結果から、身上保護を大切にする「クローバー」の後見活動がコロナ禍による影響を大きく受けていることを実感しました。ただ、その状況下でもクローバー登録者の皆さまがクライアントの意思決定支援を第一に考え、真摯に後見活動に取り組んでいることが伝わってきました。アンケートを企画した委員の一人として、皆さまの実践から勇気をもらい、とても心強く感じました。アンケートにご協力いただきました皆さま、ありがとうございました。

## 認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

### 1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2021年9月30日登録者 226名

ブロック	人数	都道府県支部内(※)
北海道ブロック	7	北海道7
東北ブロック	14	青森1、岩手2、宮城5、秋田1、山形2、福島3
関東・甲信越ブロック	94	栃木3、群馬1、埼玉15、千葉9、東京43、神奈川16、山梨4、長野3
東海・北陸ブロック	23	岐阜3、静岡7、愛知13
近畿ブロック	20	京都2、大阪6、兵庫9、和歌山3
中国ブロック	10	鳥取1、岡山3、広島4、山口2
四国ブロック	10	徳島2、愛媛6、高知2
九州・沖縄ブロック	48	福岡21、佐賀1、長崎4、熊本8、大分2、宮崎1、鹿児島2、沖縄9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

### 2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況 (2021年9月30日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 423件

※クローバー開始時(2009年度)からの総数

内、正式受任 243件	
受任中 178件	受任終了 65件
北海道3、青森2、岩手2、宮城6、山形1、福島1、埼玉8、千葉1、東京51、神奈川11、長野1、岐阜1、静岡5、愛知3、大阪10、鳥取1、広島1、山口2、愛媛1、福岡26、熊本27、宮崎3、鹿児島3、沖縄5、家裁外3	北海道2、宮城1、東京25、神奈川6、山梨1、静岡2、愛知1、大阪1、鳥取1、愛媛1、福岡19、熊本5
内、受任前調整中 10件	
東京1、神奈川1、静岡1、大阪2、広島2、家裁外3	
内、受任不可・依頼取り下げ 170件	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

### 3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2021年6月1日～2021年9月30日)

- 6/26 2021年度第2回神奈川県クローバー登録者のつどい (Zoom)
- 8/20 2021年度第1回広島県クローバー登録者のつどい (Zoom)
- 9/4 2021年度第1回埼玉県・神奈川県合同勉強会 (Zoom)

#### ミニ・コラム

##### 「保佐・補助の代理権について」

後見開始の審判は、精神上の障害によって判断能力が欠けているのが通常の状態の方(民法7条)を保護するための手続です。家庭裁判所は本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は本人の財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行うことができ、また成年後見人は本人が自らの行った法律行為に関しては、日常生活に関するものを除いて取り消すことができます。つまり、後見の場合は当然に代理権がついているのです。保佐開始の審判は精神上の障害によって判断能力が著しく不十分な方(民法11条)を保護するための手続です。また保佐人は本人が保佐人の同意を

## クローバー運営委員会ご紹介 その20 洗 成子さん/担当副会長



皆さま、こんにちは。  
今期よりクローバー運営委員会の担当副会長となりました洗成子と申します。

前田のお殿様とは縁もゆかりもないけれど、江戸の加賀藩下屋敷跡地に立地している病院で、ソーシャルワーカーとしての職を得てかれこれ28年になります。

東京都23区内にありながら、時代の波に乗れず、驚くことに未だに「昭和の精神科病棟」の建物を現役で使っているため、そのハード面の古さを補うためにも、せめて誠意ある精神科医療が提供できるよう望む日々ですが、医療相談室としての「権利擁護機能」についても脇の甘さは隠しようもなく…、葛藤しながら、よく言えば将来への伸びしろがたくさんある職場に身を置いています。今はCOVID-19の感染予防で、患者さんの外出や面会も制限があり、「オンライン面会」を実施しているような現状です。不便さを厭わずに面会の予約を入れてくださる家族や地域支援者、後見人といった方々の存在はありがたく、息苦しさから解放される貴重な支えの一つです。

さて、クローバー運営委員会に担当者として参加できることとなり、飛び交う情報量の多さに正直、面くらいました。そして、意思決定支援を中心に「後見業務」の角度からかかわりや支援について多くを学ばせてもらっています。精鋭ぞろいで、しかも実はユーモアやウィットに富んだ魅力的な委員の皆さまとの出逢いに感謝しつつ、委員会活動の発展に尽力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

得ずに自ら行った重要な法律行為(借財、保証、不動産その他重要な財産の売買等)に関しては取り消すことができます(民法13条1項)。補助開始の審判は精神上の障害によって判断能力が不十分な方(民法15条)を保護するための手続です。保佐・補助類型では、援助があれば自分でできることがあるという考え方で、本人が金銭管理を適切に行うことができずに生活に支障が生じてしまうことや、意思がはっきりしないため金融機関が手続きに応じず困ってしまうこともあります。場合によってはご本人の財産が第三者から侵害を受けてしまうこともあります。そうした本人の不利益を解消するために、保佐、補助の場合でも、範囲を特定して代理権をつけることができる仕組みになっています。  
(文責:安部 裕一/クローバー運営委員)

#### 編集後記

緊急事態宣言が明けようやく仲間や友人に会えるようになりました。直接顔を見て話をする事が貴重だったと実感する日々です。今号のアンケートでは登録者の苦勞と工夫が分かり勇気づけられると共に規制下で自分が何を大切に後見活動をしたのか覚えておかなければとも思いました。先が見えない日が続きますが、皆さまお身体に気を付けてお過ごしくださいませ。  
(関原 育)